

都市整備部技術職員採用強化戦略事業 企画提案公募 への質問に対する回答

令和7年8月5日

	資料名	項目	質問	回答
1	公募要領	4(2)	障害者雇用状況報告書の写しについて、社内で確認をいたしましたが、 ・提案予定会社単体での報告 ・特例子会社、関係会社を含めた3社合算での報告 の上記2通りの方法で報告を行っているようで、指定等はございますでしょうか。	特に指定はありませんが、企画提案公募の応募事業者と、障害者雇用状況報告書を提出している事業主とが一致するようにしてください。
2	仕様書	5(1)ウ	求人サイト（就職サイト・転職サイト）への掲載、サイト登録者へのアプローチの項目で、就職サイトは30万人以上、転職サイトに関しては500万人以上の会員数が必要との事ですが、 弊社の自社サイトが就職サイトは基準をクリアしておりますが、転職サイトにつきましては会員数が230万人で基準をクリアしておりません。ただ弊社は会員数の90%以上が20代の若い求職者の方になっており、他社媒体に比べ20代の登録会員比率が高く、若年層にアプローチする事においては高い優位性を持っております。 またスカウトメールの開封率が非常に高く、貴社の求める対象への効果的なアプローチが可能です。 500万の会員に到達していない媒体の場合、特徴があれば提案する事は可能なのか、ご確認の程よろしく願いいたします。	求人サイトについては、就職サイトは原則30万人以上、転職サイトは原則500万人以上の登録会員数が期待できる求人サイトから1つ以上提案することとしておりますが、仕様書に記載の通り、技術系求職者への効果的な広報効果が見込まれる場合は、登録会員数についてこの限りではありません。 登録会員数が500万人未満の転職サイトを提案される場合は、企画提案書に上記「効果的な広報効果が見込まれる」理由を記載してください。
3	様式	2	企画提案書のフォーマットの中だけでは全て記載をする事が難しい為、別添でPPTをPDF化したものを挿入して提出する事は可能でしょうか。	可能です。
4	様式	5	共同企業体の定義についてですが、こういった業務をする事が共同企業体と定義されるのでしょうか。 例えば、採用サイト掲載に伴う取材撮影の対応等を自社以外に頼む場合は共同事業体として定義されますでしょうか？	共同企業体として参加するか否かは応募事業者の判断によるものとなります。 なお、事業の一部を第三者に委託すること（再委託）は原則禁止となりますが、大阪府が承認する場合はこの限りではありません。再委託等については、契約締結の際、契約書等により詳細を規定します。